

登記相談は**予約制**です

鹿児島地方法務局では、登記相談を**予約制**により行っていますので、事前に予約をお願いします。

予約の方法

- ◆ 予約は、電話又は窓口でお受けします。
- ◆ 予約の際にお名前・連絡先・相談内容をお伺いします。
- ◆ 相談日時は法務局によって異なりますので、予約の際にご確認ください。
- ◆ 多くのお客様にご利用いただけるよう、相談時間は「20分以内」とさせていただきます。

予約・お問合せ先一覧

※ 状況により相談日を変更する場合があります。

■不動産登記申請手續に関するご相談

庁名	予約・お問合せ先	相談日	庁名	予約・お問合せ先	相談日
不動産登記部門	099-259-0682	月・火・水・木・金	種子島出張所	0997-22-0668	月・水・金
霧島支局	0995-45-0330	月・火・水・木・金	屋久島出張所	0997-42-0061	月・水・金
知覧支局	0993-83-2208	火・木	南さつま出張所	0993-52-2561	月・水・金
川内支局	0996-23-6381	火・水・木	出水出張所	0996-62-0219	火・木
鹿屋支局	0994-43-6871	月・水・金	曾於出張所	099-482-0047	月・水
奄美支局	0997-52-0383	火・木			

■会社・法人登記申請手續に関するご相談

庁名	予約・お問合せ先	相談日
法人登記部門	099-259-0636	火・木

登記相談を利用されるお客様へ (お知らせ)

- 相談では、法務局のホームページに掲載している申請書様式を利用して登記の申請に必要な書類をご案内いたします。これらの書類(登記申請書, 委任状, 相続関係説明図など)は、申請人御自身が書式例等を参考に作成することになります。
- 相談では、作成された登記申請書について、あらかじめ審査することはできません。
- 具体的な登記申請の相談は、相談者の方が御自身で登記申請手続をされる場合に限りお受けいたします。
- 不動産登記, 会社・法人登記に関する法律的判断を伴う相談は、お受けしておりません。
- 相談時間は、20分以内を目安とさせていただいております。継続して相談を必要とされる方は、相談終了時に次回の相談を予約してください。
- 登記を完了させるまでには、複数回来庁していただく場合があります。お時間がない場合や、手続が難しいと考える場合には、登記申請を司法書士や土地家屋調査士に依頼することができます。

鹿児島県司法書士会 TEL 099-256-0335

鹿児島県土地家屋調査士会 TEL 099-257-2833

～御注意ください～

司法書士や土地家屋調査士などの資格を持っていない方が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請する行為は、法律に違反する場合がありますので、御注意願います。